

保険証は郵送でお届けします！

大山町の国民健康保険加入者が現在お持ちになっている国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は平成 18 年 3 月 31 日となっています。4 月 1 日からご使用いただく新しい保険証は 3 月下旬頃に世帯主の方に送付いたします。

3 月末になっても届かないときや、記載内容に誤りがあるときは、福祉保健課又は各支所福祉課までご連絡ください。

現在お持ちの保険証は同封の返信用封筒に入れて返送してください。

国民健康保険高齢受給者証は平成 18 年 7 月 31 日までそのままお使いください。7 月中旬に新しい高齢受給者証を郵送します。

保険税を滞納している方については、納付相談をしたあとに保険証の更新を行います。

ご協力、 ありがとうございました

昨年 11 月 5 日に大山町文化祭で行った炊き出し訓練による寄付金 4,681 円、また、12 月 28 日にふるさと市における、かき餅販売の売上げ金と寄付金 44,912 円、計 49,593 円を「NHK 海外たすけあい」義援金として日本赤十字社鳥取県支部に送金いたしました。皆様の温かい芳志に対して厚くお礼申し上げます。

大山町大山赤十字奉仕団

介護保険制度が 4 月から新しくなります！

◎要介護の区分が変わります。

●新しく要支援 1・2 と認定された方は、状態が悪化しないように、介護予防のためのサービスを受けることになります。

※今までどおりのサービスが受けられますが、予防のためにサービス内容が見直され、また、個別性を重視した新しいサービスが導入されます。

●要介護 1～5 に認定された方は、従来どおりのサービスが受けられます。

◎「地域包括支援センター」が新しく設置されます。

○主な業務

- ①地域支援事業の実施（高齢者の実態把握、転倒予防、認知症予防教室など）
- ②高齢者や家族の総合的な相談事業（介護の不安や悩み・心身の衰えなど）
- ③高齢者の虐待の防止と権利擁護事業
- ④要支援 1・2 の方の介護予防サービス事業

包括支援センター TEL 0859-54-2226
（福祉保健課内）

◎「地域密着型サービス」が新しく創設されます。

認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護者となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行い、ニーズにあったサービスを提供します。

従来の区分

要支援
要介護 1
要介護 2
要介護 3
要介護 4
要介護 5



新しい区分

要支援 1
要支援 2
要介護 1
要介護 2
要介護 3
要介護 4
要介護 5